2　施行令第三十九条の百十二第五項に規定する財務省令で定めるところにより計算した割合は、同項の国外関連取引に係る四以上の比較対象取引（同項に規定する比較対象取引をいう。以下この項において同じ。）に係る調整済割合（同条第五項に規定する財務省令で定める場合に該当するときに計算されるものに限る。以下この項において同じ。）につき最も小さいものから順次その順位を付し、その順位を付した調整済割合の個数の百分の二十五に相当する順位の割合から当該順位を付した調整済割合の個数の百分の七十五に相当する順位の割合までの間にある当該四以上の比較対象取引に係る調整済割合の中央値とする。

3　第一項の規定は、次の表の上欄に掲げる場合について準用する。この場合において、同表の上欄に掲げる場合の区分に応じ、同項中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

施行令第三十九条の百十二第六項に規定する財務省令で定める場合	、同項	、施行令第三十九条の百十二第六項	
	同条第五項	同条第六項	
施行令第三十九条の百十二第七項第一号イに規定する財務省令で定める場合	、同項	、施行令第三十九条の百十二第七項第一号イ	
	同条第五項	同号イ	
	つき同項	つき同号イ	
施行令第三十九条の百十二第七項第一号ハ(1)に規定する財務省令で定める場合	、同項	、施行令第三十九条の百十二第七項第一号ハ(1)	
	同条第五項	同号ハ(1)	
	つき同項	つき同号ハ(1)	
施行令第三十九条の百十二第七項第二号に規定する財務省令で定める場合	、同項	、施行令第三十九条の百十二第七項第二号	
	同条第五項	同号	
	つき同項	つき同号	
施行令第三十九条の百十二第七項第三号に規定する財務省令で定める場合	、同項	、施行令第三十九条の百十二第七項第三号	
	同条第五項	同号	
	つき同項	つき同号	
施行令第三十九条の百十二第七項第四号に規定する財務省令で定める場合	、同項	、施行令第三十九条の百十二第七項第四号	
	同条第五項	同号	
	つき同項	つき同号	
施行令第三十九条の百十二第七項第五号に規定する財務省令で定める場合	、同項	、施行令第三十九条の百十二第七項第五号	
	同条第五項	同号	
	つき同項	つき同号	

4　第二項の規定は、次の表の上欄に掲げる割合について準用する。この場合において、同表の上欄に掲げる割合の区分に応じ、同項中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

施行令第三十九条の百十二第六項に規定する財務省令で定めるところにより計算した割合	同項の	施行令第三十九条の百十二第六項の
	同条第五項	同条第六項
施行令第三十九条の百十二第七項第一号イに規定する財務省令で定めるところにより計算した割合	同項の	施行令第三十九条の百十二第七項第一号イの
	同項に	同号イに
	同条第五項	同号イ
施行令第三十九条の百十二第七項第一号ハ(1)に規定する財務省令で定めるところにより計算した割合	同項の	施行令第三十九条の百十二第七項第一号ハ(1)の
	同項に	同号ハ(1)に
	同条第五項	同号ハ(1)
施行令第三十九条の百十二第七項第二号に規定する財務省令で定めるところにより計算した割合	同項の	施行令第三十九条の百十二第七項第二号の
	同項に	同号に
	同条第五項	同号
施行令第三十九条の百十二第七項第三号に規定する財務省令で定めるところにより計算した割合	同項の	施行令第三十九条の百十二第七項第三号の
	同項に	同号に
	同条第五項	同号
施行令第三十九条の百十二第七項第四号に規定する財務省令で定めるところにより計算した割合	同項の	施行令第三十九条の百十二第七項第四号の
	同項に	同号に
	同条第五項	同号
施行令第三十九条の百十二第七項第五号に規定する財務省令で定めるところにより計算した割合	同項の	施行令第三十九条の百十二第七項第五号の
	同項に	同号に
	同条第五項	同号

第二十二条の七十五第二号中「第六十八条の八十八第二十二項第一号」を「第六十八条の八十八第二十八項第一号」に、「同条第二十六項」を「同条第三十二項」に改め、同条第三号中「第六十八条の八十八第二十二項第三号」を「第六十八条の八十八第二十八項第三号」に改める。